



学校法人南山学園 行動計画

2025年4月1日策定

教育職員および事務職員等（以下、「職員」という。）が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日から2030年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 計画期間内に、育児休業等の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員：5人以上取得

女性職員：取得率90%以上

－取得率とは－

$$\frac{\text{計画期間内に育児休業等をした職員の数}}{\text{計画期間内に出産した職員の数}} \geq 90\%$$

《対策》

2025年4月から

- ・ 母性健康管理の措置および育児休業等に関する諸制度の内容・手続き方法等について、学内のポータルサイト（Web）等を活用し、また、新採用者研修、職員研修などの研修会等によって、職員に周知・啓発する。
- ・ 産前・産後休暇後に復帰する職員および育児休業後に復帰する職員について、本人の体調管理を第一として、所定外労働の免除、勤務時間の短縮など、仕事と子育ての両立を支援する。
- ・ 男性職員の育児休業等の取得促進のため、育児・介護休業法および雇用保険法に基づく育児休業給付等の諸制度について、学内のポータルサイト（Web）等を活用し、また、新採用者研修等によって、職員に周知・啓発する。

目標2 3歳以上、小学校就学前までの子を養育する労働者に対して、始業時刻等が変更できる制度の導入や短時間勤務制度の拡充等、より柔軟な働き方が可能となる制度を導入し、対象となる労働者のうち50%以上が制度を利用することを目指す。

《対策》

2025年4月から

- ・ 始業時刻等の変更や短時間勤務制度の拡充等について検討し、学園内関連規程の改正手続きを進める。

2025年10月から

- ・ 学内のポータルサイト（Web）等によって、事務職員等に周知・啓発する。

目標3 年次有給休暇の取得率を向上させ、事務職員等1人当たりの年間平均取得日数を14日以上にする。

《対策》

2025年4月から

- ・ 定期的に年次有給休暇の取得状況を調査し、取得率向上のための措置を講ずる。
- ・ 年次有給休暇の取得義務化および時季指定等の手続等について理解を確実なものとするため、学内のポータルサイト（Web）等によって、事務職員等に周知・啓発する。

目標4 事務職員等の所定外労働の削減を促進し、学園全体の年間所定外労働時間が直近5年の平均との比較で5%減を目指す。

《対策》

2025年4月から

- ・ ノー残業デー制度の全学的な導入を検討する。
- ・ 事務職員等の健康管理のため、管理職は、所定外労働の分析を行い、適正な労働時間管理を徹底する。
- ・ 学内のポータルサイト（Web）等によって、事務職員等に周知・啓発する。

以上